

日弁連総第 98 号
2008(平成20)年3月24日

内閣総理大臣 福田 康 夫 殿

日本弁護士連合会
会 長 平 山 正 剛

勸 告 書

当連合会は、学校法人横浜中華学園、学校法人東京朝鮮学園及び学校法人神奈川朝鮮学園並びにそれらに通う児童・生徒の各保護者の会からの申立に基づいて調査したところ、中華学校及び朝鮮学校は、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利をも実現するもので、確立したカリキュラムの中で安定的に教育を行ってきたものであるにもかかわらず、指定寄付金制度等の適用から排除されているものであり、また、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生に関しては、大学・専門学校の入學試験を受験する資格の一律の認定の適用から排除されている。このことは、欧米系評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールなどが指定寄付金制度等の適用を受けていることに比しても、また、他の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生が入學試験を受験する資格を一律に認められていることに比しても、差別的な取扱いに当たるものであり、これらの学校に通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである。

よって、次のとおり速やかに善処されるよう勸告します。

[勸告の趣旨]

- 1 日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度の適用対象法人等に該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 2 同様に、日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正する

などしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。

- 3 日本に所在する朝鮮学校の卒業生ないし卒業見込生の大学・専門学校の入学試験を受験する資格について、学校教育法上、「高等学校を卒業した者と同等以上（に準ずる）」とされる対象となる学校に朝鮮高級学校が該当しないとの取扱いを改め、関連告示を改正するなどして同学校がこれに該当するとの取扱いを行い、もって同学校の卒業生ないし卒業見込生が個別審査によらずとも一律に大学・専門学校の入学試験を受験する資格を得られるようにすべきである。
- 4 なお、上記1項及び2項の関連で、現行の私立学校助成制度が学校教育法1条に基づく認可を受けた学校と認可を受けていない学校との間の大きな格差を出現させている問題については、当連合会が既に1998(平成10)年2月20日付け勧告書をもって勧告しているところであるが、未だ改善されていないことから、この点についても引き続き改善が図られるべきであることを、改めて付言する。

[勧告の理由]

別紙調査報告書記載のとおり。

日弁連総第 98 号
2008(平成20)年3月24日

文部科学大臣 渡 海 紀三朗 殿

日本弁護士連合会
会 長 平 山 正 剛

勸 告 書

当連合会は、学校法人横浜中華学園、学校法人東京朝鮮学園及び学校法人神奈川朝鮮学園並びにそれらに通う児童・生徒の各保護者の会からの申立に基づいて調査したところ、中華学校及び朝鮮学校は、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利をも実現するもので、確立したカリキュラムの中で安定的に教育を行ってきたものであるにもかかわらず、指定寄付金制度等の適用から排除されているものであり、また、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生に関しては、大学・専門学校の入学試験を受験する資格の一律の認定の適用から排除されている。このことは、欧米系評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールなどが指定寄付金制度等の適用を受けていることに比しても、また、他の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生が入学試験を受験する資格を一律に認められていることに比しても、差別的な取扱いに当たるものであり、これらの学校に通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである。

よって、次のとおり速やかに善処されるよう勧告します。

[勧告の趣旨]

- 1 日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度の適用対象法人等に該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 2 同様に、日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正する

などしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。

- 3 日本に所在する朝鮮学校の卒業生ないし卒業見込生の大学・専門学校の入学試験を受験する資格について、学校教育法上、「高等学校を卒業した者と同等以上(に準ずる)」とされる対象となる学校に朝鮮高級学校が該当しないとの取扱いを改め、関連告示を改正するなどして同学校がこれに該当するとの取扱いを行い、もって同学校の卒業生ないし卒業見込生が個別審査によらずとも一律に大学・専門学校の入学試験を受験する資格を得られるようにすべきである。
- 4 なお、上記1項及び2項の関連で、現行の私立学校助成制度が学校教育法1条に基づく認可を受けた学校と認可を受けていない学校との間の大きな格差を出現させている問題については、当連合会が既に1998(平成10)年2月20日付け勧告書をもって勧告しているところであるが、未だ改善されていないことから、この点についても引き続き改善が図られるべきであることを、改めて付言する。

[勧告の理由]

別紙調査報告書記載のとおり。

日弁連総第 98 号
2008(平成20)年3月24日

財務大臣 額 賀 福志郎 殿

日本弁護士連合会
会 長 平 山 正 剛

勸 告 書

当連合会は、学校法人横浜中華学園、学校法人東京朝鮮学園及び学校法人神奈川朝鮮学園並びにそれらに通う児童・生徒の各保護者の会からの申立に基づいて調査したところ、中華学校及び朝鮮学校は、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利をも実現するもので、確立したカリキュラムの中で安定的に教育を行ってきたものであるにもかかわらず、指定寄付金制度等の適用から排除されているものである。このことは、欧米系評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールなどが指定寄付金制度等の適用を受けていることに比しても、差別的な取扱いに当たるものであり、これら学校に通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである。

よって、次のとおり速やかに善処されるよう勧告します。

[勧告の趣旨]

- 1 日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度の適用対象法人等に該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 2 同様に、日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 3 なお、上記1項及び2項の関連で、現行の私立学校助成制度が学校教育法1条

に基づく認可を受けた学校と認可を受けていない学校との間の大きな格差を出現させている問題については、当連合会が既に1998(平成10)年2月20日付け勧告書をもって勧告しているところであるが、未だ改善されていないことから、この点についても引き続き改善が図られるべきであることを、改めて付言する。

[勧告の理由]

別紙調査報告書記載のとおり。

中華学校・朝鮮学校に対する指定寄付金の適用等に係る
差別的取扱いに関する人権救済申立事件調査報告書

2008（平成20）年3月13日

日本弁護士連合会
人権擁護委員会

中華学校・朝鮮学校に対する指定寄付金の適用等に係る 差別的取扱いに関する人権救済申立事件調査報告書

2008年3月13日

日本弁護士連合会人権擁護委員会

中華学校・朝鮮学校に対する指定寄付金の適用等に係る差別的取扱いに関する人権救済申立事件について、下記のとおり、調査の結果を報告いたします。

記

【報告の趣旨(結論)】

以下の措置をとることを相当と思料する。

- 1 【申立の趣旨Ⅰ関連】 内閣総理大臣、文部科学大臣及び財務大臣に対して、指定寄付金の適用対象法人等について定める所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号（「その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体」）に中華学校及び朝鮮学校が該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきことを勧告する。
- 2 【申立の趣旨Ⅱ関連】 内閣総理大臣、文部科学大臣及び財務大臣に対して、特定公益増進法人について定める所得税法施行規則40条の8第5項及び法人税法施行規則23条の2第5項（「初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法134条1項（各種学校）に規定する各種学校であつて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するもの」）に中華学校及び朝鮮学校が該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきことを勧告する。
- 3 【申立の趣旨Ⅳ関連】 内閣総理大臣及び文部科学大臣に対して、大学・専門学校入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上ないしこれに準ずる学力が認められる対象となる学校を規定する学校教育法施行規則150条1号又は4号（「文部科学大臣の指定した者（もの）」）。同規則183条でも準用。）に朝鮮高級学校が該当しないとの取扱いを改め、関連告示を改正するなどして同学校がこれに該当するとの取扱いを行い、もって同学校の卒業生ないし卒業見込生が個別審査によらずとも一律に大学・専門学校の入学試験を受験する資格を得られるようにすべ

きことを勧告する。

【報告の理由】

第1 事案の概要

1 申立人

(1)本件は、

①学校法人横浜山手中華学園 (以下「申立人①」と表記)	④横浜山手中華学園家長会 (以下「申立人④」と表記)
②学校法人東京朝鮮学園 (以下「申立人②」と表記)	⑤東京朝鮮学校オモニ会連絡会 (以下「申立人⑤」と表記)
③学校法人神奈川朝鮮学園 (以下「申立人③」と表記)	⑥神奈川朝鮮学園オモニ会連絡会 (以下「申立人⑥」と表記)

の6者が申立人になっている事案である。

申立人①は横浜山手中華学校を運営する(準)学校法人で、申立人④がその運営を支援する保護者・有志の会

申立人②は東京都内所在の東京朝鮮第1幼初中級学校、東京朝鮮中高級学校、朝鮮大学校等の朝鮮学校を運営する(準)学校法人で、申立人⑤がその運営を支援する保護者・有志の会

申立人③は神奈川県内所在の横浜朝鮮初級学校、川崎朝鮮初級学校、神奈川朝鮮中高級学校等の朝鮮学校を運営する(準)学校法人で、申立人⑥がその運営を支援する保護者・有志の会

という関係にある。

(2)申立人①・②・③が運営する各中華学校・朝鮮学校は、いずれも、その教育に使用する言語やカリキュラム内容等が文部科学大臣の定める基準と異なることが原因で学校教育法1条に定める学校(以下「一条校」という。)としての設置基準を満たさず、さらに「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く」とする同法124条(2007(平成19)年12月26日施行改正前(以下も同じ。)の旧82条の2)の除外要件にも該当していることから専修学校にも当たらず、各種学校(同法134条(旧83条)1項)という地位に置かれている。

2 相手方

a)内閣総理大臣、b)文部科学大臣、c)財務大臣の3者である。

3 申立の概要

本件申立は、

- I 申立人①・②・③の運営する各中華学校・朝鮮学校が、「指定寄付金」制度の対象として認められていないこと
- II 申立人①・②・③の運営する各中華学校・朝鮮学校が、「特定公益増進法人」として認められていないこと
- III 申立人①②③の運営する各中華学校・朝鮮学校が、日本私立学校・共済事業団による「受配者指定寄付金制度」と「事業団融資制度」の対象として認められていないこと
- IV 申立人②・③の運営する各朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生が、個別の入学資格審査なしに大学や専門学校（専門課程の専修学校）の入学試験を受験する資格（以下、法令の用法に従い、単に「入学資格」ともいう。）を認められていないこと

が、上記各中華学校・朝鮮学校（ただしIVについては中華学校を除く。）を運営する各学校法人、同各学校に通う児童・生徒及びその保護者に対する人権侵害に当たることを前提に、相手方である「当該関係各機関」に対して、

- I 申立人①・②・③の運営する各中華学校・朝鮮学校を、「指定寄付金」制度の対象として認めること
- II 申立人①・②・③の運営する各中華学校・朝鮮学校を、「特定公益増進法人」として認めること
- III 申立人①・②・③の運営する各中華学校・朝鮮学校を、「受配者指定寄付金制度」と「事業団融資制度」の対象として認めること
- IV 申立人②・③の運営する各朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生につき、個別の入学資格審査なしに大学や専門学校（専門課程の専修学校）の入学試験を受験する資格を認めること

を求め、もって人権侵害を是正することを内容とする勧告を求めるものである。

第2 前提となる事実関係

1 申立の趣旨 I II 関連

(1) 「指定寄付金」「特定公益増進法人」制度の内容

ア 「指定寄付金」制度

申立の趣旨 I を検討するに当たっては、まず前提として「指定寄付金」制度自体の内容及び趣旨を明らかにする必要があることから、この点について最初に検討する。

(ア) 所得税法上の指定寄付金制度

所得税法78条は個人（「居住者」）による寄付金控除につき定めるところ、このうち同条2項2号は、

①公益法人・団体に対する寄付金で、

②広く一般募集され、

③公益・緊急性が高いもので、

④政令（所得税法施行令215条・216条）の定めるところにより財務大臣が指定した寄付金（以下「指定寄付金」という。）

について、寄付金控除の対象とする旨を定めている。

(イ) 法人税法上の指定寄付金制度

また、法人による寄付金に係るいわゆる損金算入についても、上記の所得税の場合とほぼ同様の規定が法人税法において定められている（法人税法37条3項2号、法人税法施行令75条・76条）。

(ウ) 寄付金控除・損金算入及び指定寄付金制度の趣旨

そこで、これら所得税法・法人税法が共通に定める「指定寄付金」制度の趣旨を検討するに先立って、そもそも所得税法及び法人税法が寄付金控除・損金算入を認めた趣旨を考えるに、本来であればこのような控除や損金算入を認めることはそのまま税収の減少を招く以上、安易かつ無制約にこれを認めることができないことは自明である。しかし他方、寄付金が真に公益目的に使用されるのであれば、それは本来国家が国庫の資金を使用してなすべき事業を肩代わりしているものとも評価できるのであり、「租税が、究極においては公益的目的に支出されたと同様の結果となる」（武田昌輔「立法趣旨 法人税法の解釈（四訂版）」財形詳報社、1991（平成3）年、202頁）。

そこで、このような観点から、政策的に公益度の高い事業を推進するため、これら事業に対する寄付金であると典型的に認められるものを「指定」し、定型的に控除・損金算入を認めたのが、指定寄付金制度であるということができる。

所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号が、ともに、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること」との要件を指定寄付金について定めていることは、上記の制度趣旨を具体的に裏付けるものであると言える。

(エ) 各種学校を寄付先とする寄付金と指定寄付金制度との関係

所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号が、ともに、

「教育・・・の増進に寄与するための支出」で「緊急を要するもの」に「充てられることが確実」との要件を設けていることから、各種学校を寄付先とする寄付金が指定寄付金としての指定を受け得るか否かという問題は、結局、

①当該各種学校が「・・・その他公益事業を目的とする事業を行なう法人又は団体」（各2号柱書）に該当し、かつ、

②当該寄付金が「教育・・・の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実である」（各2号口）

と言えるか否かという点に帰着する。

(オ) 関連告示

この点に関して具体的な判断基準を定めた告示が、1965(昭和40)年4月30日大蔵省告示154号「寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件」（以下「指定寄付金告示」）である。

同告示2号においては、「学校（学校のうち小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園の行う教育に相当する内容の教育を行う学校教育法第134（旧83）条第1項に規定する各種学校でその運営が法令等に従って行われ、かつ、その教育を行うことについて相当の理由があるものと所轄庁（私立学校教育法第4条に規定する所轄庁をいう。）が文部科学大臣と協議して認めるもののうち、その設置後相当の年数を経過しているもの又は学校を設置している学校法人の設置するものを含む。）又は専修学校で学校法人が設置するものの敷地、校舎その他附属設備・・・に充てるために当該学校法人に対してされる寄付金・・・であって、当該学校法人が当該寄付金の募集につき財務大臣の承認を受けた日から1年を超えない範囲で財務大臣が定めた期間内に支出されたものの全額」を指定寄付金の対象としている。

イ 「特定公益増進法人」制度

(ア) 所得税法・法人税法上の「特定公益増進法人」制度

上記アの指定寄付金制度は、個別の寄付金の要件を審査して個別に財務大臣が指定する方式を採っている。しかし、この制度趣旨をさらに推し進め、制度の効率化を図るのであれば、特定の法人等が寄付金の受領の客体となる場合には一律に寄付金控除・損金算入を認めても

差し支えないと言うことができる。

このような観点から、「公益の増進に著しく寄与する法人等」をあらかじめ主務大臣が認定し、認定された法人等に対する寄付金については一律に寄付金控除・損金算入の対象としようとするのが、いわゆる「特定公益増進法人」制度である。

個人（居住者）の寄付金につき、所得税法78条2項3号、所得税法施行令217条、所得税法施行規則40条の8が定め、法人の寄付金については、法人税法37条4項、法人税法施行令77条、法人税法施行規則23条の2が、これについて定めている。

(イ)各種学校と特定公益増進法人制度との関係

所得税法施行令及び法人税法施行令の定めによれば、各種学校設置法人についても、「私立学校法・・・第3条・・・に規定する学校法人で・・・各種学校（学校教育法第134（旧83）条第1項・・・に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。・・・）の設置を主たる目的とするもの」に該当する限りにおいては、特定公益増進法人になり得るとされており（所得税法施行令217条1項4号、法人税法施行令77条1項4号）、結局、

当該各種学校が上記にいう「財務省令で定めるもの」に当たるか否か

という点に帰着することになる。

(2)中華学校・朝鮮学校の「指定寄付金」制度からの排除状況

以上の各制度の内容及び趣旨の検討を前提として、次に、本件申立の趣旨Iに関する実情について述べる。

本件申立の趣旨Iは、中華学校及び朝鮮学校が指定寄付金制度から不当に排除されていることを問題とするものであることから、この指定寄付金制度の外国人学校、とりわけ中華学校及び朝鮮学校への適用状況について、以下検討する。

ア 指定寄付金制度の外国人学校への適用状況

前記のとおり、指定寄付金制度においては個別の寄付金を財務大臣が指定するという形式を採っており、その指定作業の際の基準となっている告示が前掲の指定寄付金告示である。同告示2号の定めるところによれば、各種学校であっても、設置後相当の年数を経過している等の要件を満たし、「その運営が法令等に従って行われ、かつ、その教育等を行う

ことについて相当の理由があるものと所管庁が文部科学大臣と協議して認めるもの」については、その「敷地、校舎その他附属設備・・・に充てるために当該学校法人に対してされる寄付金」は、指定寄付金制度の対象となる。

ところが、実際には、いわゆるインターナショナルスクールに分類される学校に対して多数の指定例が存在するのに対し、申立書によれば、下関朝鮮初中級学校及び横浜山手中華学校（申立人①）による指定寄付金の申請については、いずれも指定が受けられない旨の回答を受けたとされる。

イ 下関朝鮮初中級学校に対する指定寄付金制度の不適用状況

そこで調査したところ、下関朝鮮初中級学校については、1996（平成8）年ころ校舎の改築工事を行うために山口県に対して指定寄付金の運用を同校が照会し、山口県もその指定に積極姿勢を見せていたことが認められる。しかしながら、これに対して、山口県から照会を受けた文部省は、そもそも朝鮮学校を各種学校にすら認可すべきではないとした文部事務次官通達（1965（昭和40）年12月28日付文管振第210号通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」。なお、同通達の直接的効力は、機関委任事務自体の消滅に伴って現在では消滅している。）を根拠に「朝鮮人学校にかかる指定寄付金の取扱いについては、前記の寄付金控除等に関する大蔵省告示にいう『その教育を行うことについて相当の理由があるものと所轄庁が認めること』は適当ではないとしてきたところ」であるとして、当該案件への指定寄付金制度の適用につき否定的見解を表明した（文部省学術国際局「下関朝鮮初中級学校の指定寄附について」（1996（平成8）年8月）、朝日新聞1997（平成9）年8月7日報道、毎日新聞同月12日報道、在日本朝鮮人人権協会「同胞達の人権と生活」（1996（平成8）年9月））。

その結果、当該指定寄付金候補案件に関しては、事前相談のみで断念され、申請には至らなかったものと認められる。

このように申請には至っていないものの、所轄官庁の見解は確認されており、その見解によれば下関朝鮮初中級学校に係る当該寄付金について「指定」の対象から除外された理由は、寄付金の事業内容等によるものではなく、寄付先が朝鮮学校であったこと自体に専ら存することが認められる。すなわち、朝鮮学校が指定寄付金告示2号の「学校」に該当

せず、結局、朝鮮学校ないしその運営者が、前掲の所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号にいう「・・・その他公益事業を目的とする事業を行なう法人又は団体」（各号柱書）に該当しないとの判断に専ら依拠して、当該案件への指定寄付金制度の適用を否定したことは明らかであると言える。

そして、当委員会が文部科学省から聴取したところによれば、このような取扱いが今日までに改められたとは認められない。

ウ 横浜山手中華学校に対する指定寄付金制度の不適用状況

次に、横浜山手中華学校についてみると、2005(平成17)年11月に横浜山手中華学校から神奈川県に対して「校舎新築計画に係る寄付金について指定を受けたいとの事前相談」があった事実、この相談を受けて神奈川県が「文部科学省に対して要望・意見照会を行ってき」たのに対して「文部科学省からは指定寄付金の指定は対日投資の促進という観点から、企業等の短期滞在者の子弟が半数以上在籍していることが〔寄附対象学校の要件として〕必要であるとの考え方から、現在の状況下では認められない旨の回答」が神奈川県に対してなされた事実、その結果、横浜山手中華学校は当該申請を断念するに至った事実が、それぞれ認められる。

このように申請には至っていないものの、所轄官庁の見解が確認されている点は前記の下関朝鮮初中級学校の事例と同様である。そして、文部科学省の見解によれば、横浜山手中華学校に係る当該寄付金について「指定」の対象から除外された理由は、当該校舎新築計画や寄付金募集計画自体の内容とは無関係に、同学校が「企業等の短期滞在者の子弟が半数以上在籍している」学校ではないこと自体にあったことは、明らかであると言える(2007(平成19)年1月22日付け神奈川県知事から当連合会に対する回答書(学振第738号)及び当委員会による文部科学省からの聴取による)。すなわち、横浜山手中華学校についてもやはり指定寄付金告示2号の「学校」に該当せず、結局、同学校ないしその運営者が、前掲の所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号にいう「・・・その他公益事業を目的とする事業を行なう法人又は団体」（各号柱書）に該当しないとの判断に専ら依拠して、当該案件への指定寄付金制度の適用を否定したものとわざるを得ないのである。

そして、当委員会が文部科学省から聴取したところによれば、このよ

うな取扱いについても、今日までに改められたとは認められない。

(3) 中華学校・朝鮮学校の「特定公益増進法人」制度からの排除状況

前記のとおり、特定公益増進法人制度は寄付金の受け皿となるべき法人等そのものを指定する方式を採るところ、各種学校たるいわゆる外国人学校についての指定の基準を定める所得税法施行規則40条の8第5項及び法人税法施行規則23条の2第5項は、いずれも、対象となる各種学校を「初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法第134（旧83）条第1項に規定する各種学校であつて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するもの」と定めている。そこで、具体的には、「文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準」が問題となるところ、この基準として定められた2003（平成15）年文部科学省告示59号（以下「特定公益増進法人告示」という。）は、対象の各種学校につき、

- ① 出入国管理及び難民認定法上の「外交」「公用」「家族滞在」の在留資格をもって在留する子女に対する教育を目的とし、かつ
- ② 「国際バカロレア事務局」「ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクール・アンド・カレッジズ」「アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル」又は「ヨーロッパ・カウンスル・オブ・インターナショナルスクールズ」（以下「欧米系4評価機関」）の認定を受けていること

を要件とした。

そのため、児童・生徒の多くが「特別永住者」等であつて、かつ上記の欧米系の4評価機関の認定を受けることが現実には想定されない各中華学校・朝鮮学校が、事実上一律に特定公益増進法人の指定から排除される結果となったことが認められる。

2 申立の趣旨Ⅲ関連

(1) 「受配者指定寄付金」「事業団融資」制度の内容

ア 受配者指定寄付金制度

私立学校の教育研究の発展寄与のため、寄付者が指定した学校法人に対して日本私立学校振興・共済事業団（旧日本私学振興財団を統合。以下「私学共済事業団」という。）を通じて寄付を行うことにより、寄付金控除（個人の寄付者）又は損金計上（法人の寄付者）を受けることができるという制度であり、1967（昭和42）年3月31日大蔵省告示3

8号によって定められた。

イ 私学共済事業団による融資制度

私学共済事業団が、学校法人等に対し、その設置する私立学校、職業技術教授を目的とする私立専修学校又は政令で定める各種学校の施設整備等経営に必要な資金を貸し付け、また、私学教育関連で振興上必要と認められる事業を行う者に必要資金を貸し付ける制度である（以下「事業団融資制度」という。）。

(2) 中華学校・朝鮮学校の「受配者指定寄付金」「事業団融資」制度からの排除状況

ア 受配者指定寄付金制度からの排除状況

受配者指定寄付金の寄付金控除又は損金計上の要件は、前記の指定寄付金告示の2項の2において定められているところ、その対象は「学校法人が設置する学校若しくは専修学校の教育に必要な費用若しくは基金（専修学校にあつては、高等課程又は専門課程の教育の用に供されるものに限る。）」とされており、各種学校は全て対象から排除されている。これを受けて、私学共済事業団の事務取扱も上記告示の規定に沿ったものとなっている（日本私立学校振興・共済事業団「受配者指定寄付金寄付金事務の手引」（2006（平成18）年5月9日改訂版））。

各中華学校・朝鮮学校は全て各種学校であることから、適用対象から除外されている。

イ 事業団融資制度からの排除状況

事業団融資制度について定める日本私立学校振興・共済事業団法23条1項2号は、「学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のために必要な資金・」と定めており、この条文上は各種学校たる各中華学校・朝鮮学校も対象となり得る。

ところが、これを受けて定められた日本私立学校振興・共済事業団法施行令2条及び同施行規則3条は、「機械」「製造」「建設」「医療」「保育」「経理」等の分野の「職業に必要な技術の教授を目的とする」専修学校又は各種学校に対象を限定していることから、上記のような目的とは異なる教育目的を有するものとして、各中華学校・朝鮮学校はいずれも適用対象から除外されている。

3 申立の趣旨IV関連

(1)入学試験の受験資格に関する従前の経過

ア 大学の入学試験の受験資格

従来、外国人学校等の卒業生は、原則として大学入学資格検定（いわゆる「大検」。2005（平成17）年度より「高等学校卒業程度認定試験」）に合格しなければ大学を受験できなかったが、2003（平成15）年改正前の学校教育法施行規則69条4号（なお、69条は、学校教育法改正にともなう条文番号整理の結果、2007（平成19）年12月26日施行改正により150条となった。以下「旧69（現150）条」と表記する。）の「文部（科学）大臣の指定した者」に基づく関連告示（1948（昭和23）年5月31日文部省告示第47号「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」。以下「1948年入学資格告示」と表記。）の改正による指定対象の追加や、私立大学を中心とした同条6号の「その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」の弾力的運用などにより、徐々に門戸が開放されてきた。

その後、2003（平成15）年9月、文部科学省は上記の学校教育法施行規則旧69（現150）条の規定を改正し、7号（前掲の旧6号）を「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18才に達した者」として、大学による個別の入学資格審査を明文化した。また、同時に、同条1号の「外国において、学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者」に基づく関連告示（1981（昭和56）年10月3日文部省告示第153号「外国において学校教育における十二年の課程を終了した者に準ずる者を定める件」。以下「1981年入学資格告示」と表記。）を改正し、日本に所在する韓国学校や中華学校等を同号の指定対象とした（同告示3号、別表第2）。さらに、2004（平成16）年1月にも1981年入学資格告示を改正し（同告示4号、別表第3）、課程が「12年」ではない外国人学校についても一定の要件下で指定対象とした結果、多くのブラジル人学校などがその対象となった。

また、これらと並行して、前掲の1948年入学資格告示による対象も拡大され、欧米系の認定機関の認定を受けたインターナショナル・ス

クールの多くが、学校教育法施行規則旧69(現150)条4号の「文部科学大臣の指定した者」の対象校として取り込まれた。

その結果、

- ①3つの欧米系認定機関のいずれかの認定を受けた外国人学校の卒業生ないし卒業見込生(同規則旧69(現150)条4号「文部科学大臣の指定した者」、1948年入学資格告示の23号)または
- ②本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校の卒業生ないし卒業見込生(同規則旧69(現150)条1号「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」、1981年入学資格告示の3号・4号)

として、相当の範囲の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生について、各大学の個別審査(同規則旧69(現150)条7号「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの」)によることなく、一律に大学の入学資格が認められ、入学試験の受験が認められるに至った。

イ 専門学校の入学試験の受験資格

同様に、専門学校(専門課程の専修学校)への入学資格についても、2003(平成15)年9月の学校教育法施行規則旧77条の5(現183条)等の改正により緩和され、大学入学資格と同様に、外国人学校についても、上記ア①・②に準じた要件を満たせば、個別の入学資格審査によることなく、一律に卒業生ないし卒業見込生の入学資格が認められ、入学試験の受験が認められるようになった。

(2)朝鮮学校排除の状況

上記のとおり、大学についても、専門学校についても、2003(平成15)年より制度改正がなされ、その結果、中華学校及び韓国学校等は前記(1)ア②に該当するものとして、その卒業生ないし卒業見込生には一律に入学資格が認められることとなった(1981年入学資格告示の3号、別表第2)。韓国学校、中華学校以外の様々な外国人学校についても、その後次々に前記(1)ア②(1981年入学資格告示の4号、別表第3)又は①への該当性を認められたことは、前記のとおりである。

ところが、朝鮮学校については、未だに前記①にも②にも該当しないものとされていることから、その卒業生ないし卒業見込生は、引き続き各大学・